

# 常州觀莊趙氏の歴史にみる 清代社会の一断面（5）

浅 沼 かおり

## 5 入贅婚についての補足

本節では、前節の表 4-12 および表 4-13 にまとめた觀莊趙氏の入贅婚について補足しておきたい。時期の古い順に見ていくことにする。

まず第一に、表 4-13 には入城六房 24 世・趙繼鼎が「さきに長安に旅し、同年の毛亶鞠の幼子である繩錫と結婚の取り決めをした〔締姻〕。国は変わり、毛は亡くなり、閩署家は没落した。先生は繩錫を連れて帰り、学問を教え、婿入り〔贅〕させて、10 年同居した」と記されている。この場合、「長安」とは都＝北京を指すと考えられる。毛繩錫と結婚したのは、趙繼鼎の次女である。この入贅婚には、明清交替が関わっている。

前節で述べたように、「亶鞠」は毛協恭の号である。毛協恭は武進人であり、崇禎 3（1630）年庚午科で挙人となった。趙繼鼎が挙人になったのは、その 6 年後の崇禎 9 年丙子科である<sup>1</sup>。二人とも崇禎 13 年庚辰科で進士になり、毛協恭は陝西道御史、趙繼鼎は兵部主事となった<sup>2</sup>。明代の科挙は、このあと崇禎 15 年壬午科、崇禎 16 年癸未科で終わるので、二人は最後から 3 回目の科挙で進士になったことになる。趙繼鼎と毛協恭は同郷であり、「同年」でもあり、親しい間柄であったことが推測される。上述のように、趙繼鼎と毛協恭は都で子供たちの結婚の取り決めをしたというから、婚約の時期は殿試を受けた崇禎 13（1640）年頃であろう。

『光緒武進陽湖縣志』には、毛協恭の「伝」がある。

毛協恭、字は力懐、号は亶鞠、給事中であった憲（明・正徳 6（1511）年辛未科の進士<sup>3</sup>、引用者）の玄孫である。家は貧しく苦学して、崇禎 13 年に進士となった。福建省（福寧州、引用者）寧徳県知県を授かり、才能を以て、（福建省福州府、引用者）侯官県に異動となった。16 年春、京師は戒嚴状態となった。巡撫・張肯堂<sup>4</sup>は王室を救援〔勤王〕しようとした。協恭は 2000 人を募って、これに従わせた。軍が戻ると、御史に行取（定期的に州・県の官を中央に選抜すること、引用者）された。着任しないうちに、張獻忠の別働隊が袁州・吉州を陥とし、贛州を攻め、福建を窺った。協恭は肯堂に対し

て、杉関（福建省邵武府と江西省の境にあった、引用者）は福建の門戸であり、この関が固ければ、賊は邵武を越えて南下することができません、兵を集めてこれを防衛してくださいと言った。2ヶ月後、献忠は四川に向かい、防備はしばらく解かれた。李自成が都の西方を陥とし、勤王の詔が下った。協恭はふたたび肯堂とともに義勇軍を募ったが、集めてまもなく変（崇禎帝の死を指すと考えられる、引用者）を知った。福王・監国によって御史を授けられた。隆武建号となり、福建督学御史<sup>5</sup>となった。清軍〔王師〕が福建に入ったとき、協恭はちょうど試験を実施していた。試験が終わると、興化（福建省興化府を指す、引用者）から洪塘（福州府の洪塘江を指すと考えられる、引用者）に行き、広東に向かおうとしたが、（福建省建寧府西北の吉陽溪、引用者）万石灘で大軍に遭遇した<sup>6</sup>。先行していた壻の劉元趙は殺された。協恭は二人の息子を間道に逃がし、大声で早く殺せと言って殺され、急流に投げこまれた。二人の息子は遺体を探したが、見つからなかった。妻の周氏は幼子を抱いて、水中に身を投じた。元趙の妻であった長女と、楊氏と婚約していた次女はこれに従い、亡くなった。僕の鄒良玉、王大郎も殉死した。協恭の命を受けて2000人を率いて都の防衛に向かった王秀の妻も、幼子を連れて水に身を投げて死んだ。国朝（清朝を指す、引用者）は協恭に、節愍という諡を賜った<sup>7</sup>。

このように、福建省で知県をつとめていた毛協恭は、崇禎帝亡き後、「南明政権」に仕えたが、清軍に殺された。この間の事態について簡単に説明しておく、福王・朱由崧（?-1646年）は崇禎17（1644）年に馬士英らに支持され南京に迎えられて監国となり、翌年、帝位について元号を弘光とした。この南京政権が崩壊したあと、唐王・朱聿鍵（1602-1646年）が、鄭成功の父である南安伯・鄭芝龍や福建巡撫・張肯堂らに擁立されて1645年に即位して年号を隆武とし、福建省福州府を天興府とした。『南明野史』によると、

提学御史・毛協恭が、同郷各臣の書簡と上奏文を進呈した。皇帝（隆武帝を指す、引用者）は読み終えると、いたく感じ入って言った。江南の士紳のなかに、涙を流して明を思い、戈を枕として挙兵を待たない者はいない。朕は必ずや自ら黄色い鉞をとって六軍の威を張り、臣民の望を慰めよう。大小の文武官は、常に志を励まして、明が国の片隅に甘んじている状況〔偏安〕に慣れてはならない<sup>8</sup>。

上のように、隆武帝は毛協恭ら江南人士の忠義に感激して発奮したが、鄭芝龍が清に降ったことにより、明朝再興の志を果たさずに福建省で亡くなった。

さきに引用した毛協恭の「伝」には、毛協恭は2人の息子を逃がしたと書かれているが、そのうちの一人が毛繩錫であろう。この頃、趙繼鼎のほうは、どのような状況におかれていたのだろうか。趙繼鼎は、

父の死によって帰郷した後、明清鼎革に逢った。先生（趙繼鼎を指す、引用者）は君主の変、父君の死に続けざまに遭い、自分も死のうと決意した。服喪の庵を、生き埋めの土室にしようとしたのである。だが、族中の小人がこれを嗅ぎつけ、先生はもう廃人で畏れるに足りず、食べ物にできると考えて、四方に流言をまき散らし、あちこちで騒動を起こした。先生はひどい目にあっただけで家を出て、長江を渡って避難し、姓名を変えて、占いを生業とする者のあいだに身を隠した。小人はますます勝手放題で、田畑を奪い、家を燃やし、党を作り、百毒が一斉に生じた。先生は家族を連れて瓜渚（揚州府江都県の瓜洲を指すか、引用者）に身を寄せること2年で故郷に戻った。母の実家「外家」に住まいを借りた。このときの流浪困苦のひどさは、言わずもがなである<sup>9</sup>。

趙繼鼎の息子である趙申喬は、幼時の苦勞を次のように振り返っている。

わずか5歳で族難に遭った。（族人は、引用者）いいがかりをつけて氣勢を上げ、家を破壊した〔毀卵破巢〕。父は水上に浮かび、衣冠は途中の車馬に捨て、死を覚悟した。私たち兄弟は離散した。細々したことは言い尽くせない。幸いにも張公（張国枢<sup>10</sup>、引用者）を頼り、その庇護のおかげで父子は再会することができた。しかし、家は灰燼に帰し、わずかな田は売られていた。頼るところもなく、父は揚州あたり〔淮揚間〕で学問を教え、私たち兄弟を連れて数年間、瓜渚に起居した。その後、長江を渡って南に戻り、城の東隅の10間あまりの茅屋を賃借りして住んだ。さすらい〔播遷蕩越〕、飢えと寒さに苦しむなかで、二人の兄は夭折した。ああ悲しいかな。父は小官を2年勤めたが、一文無しであった。禍のあと、私塾の謝礼で8人の口を養った<sup>11</sup>。

趙申喬は順治元年の生まれであるから、数え年で5歳とすれば、順治5（1648）年に「族難」が起きたことになる。『小腆紀伝』によると、清軍が福建に入ったのは「丙戌（順治3年=隆武2年、引用者）8月」<sup>12</sup>であるから、毛協恭もこの年（1646年）に亡くなったと考えられる。趙繼鼎はそれ以降に遺児・毛繩錫を連れ帰ったことになる。上の引用中の「8人の口」には、毛繩錫も含まれるにちがいない。趙繼鼎も、族内の争いによって故郷を追われ、一家も離散するという逆境にあったが、なんとといっても一方の毛協恭は非業の死を遂げてしまった。このような事情を考えると、婚約したときには通常の娶嫁婚であったものを入贅婚に改め、友人の遺児である毛繩錫を趙繼鼎が養育したと考えるのが妥当ではないだろうか。

第二の事例に移りたい。表4-13には、安徽徽州府歙県の国学生・洪公案が「武進趙氏に婿入り〔贅〕した」と記されている。洪公案は、殿撰公分世26世・趙熊詔の娘と結婚して入贅した。趙熊詔は康熙2（1663）年に生まれ、康熙36年に拔貢生、康熙38年己卯科の順天郷試で挙人となった。その後、浙江巡撫や湖南巡撫をつとめる父・趙申喬の手伝いをしていたが、康熙48年に康熙帝によって内廷の南書房に召された。同年の殿試（己丑科）で状

元となり、翰林院修撰を授けられ、康熙 51 年には起居注官となった<sup>13</sup>。一方、洪公案の父・洪璟は、字は崑霞、号は秋山、安徽省徽州府歙県の人であり、趙熊詔と同じく拔貢生であった<sup>14</sup>。二人は康熙 37 年冬に北京で知り合って意気投合し、康熙 43 年に洪璟が常州を訪ねて婚姻をした<sup>15</sup>。婚姻が常州で行われたことから、この婚姻は当初から入贅婚であったと推測される。後述のように、洪璟に 11 人もの息子がいたことが、入贅婚が選択された一因であろう。婚姻は、洪璟が山西省で官職につく以前のことであったので、経済的な考慮も大きかったと考えられる。

そしておそらく康熙 46 年頃<sup>16</sup>に、洪璟は知県として山西省太原府交城県に赴任した。光緒年間の『交城縣志』によれば、洪璟は、

慈しみ深く善良で、よく物事を察し、まつりごとにいそしみ、民を愛した。趙吉士の治を継いだ。縣志を編纂し<sup>17</sup>、学校を興し、士林を敬い、努め励んで飽くことがなかった<sup>18</sup>。

上の文中の趙吉士は、民に慕われた交城県の名知県であり<sup>19</sup>、洪璟はそれと並び称されていたことがわかる。洪璟はその後、同じく山西省の霍州直隸州知州に遷り、康熙 50 年に賢能を以て山西省大同府の知府に抜擢された<sup>20</sup>。洪璟は山西省に赴任してから、趙熊詔と二度と会うことがなかったが、趙熊詔は次のように回想している。

兄（洪璟を指す、引用者）は交城にいたとき、ひと月に 2 回は必ず手紙をくれた。地方の利益と弊害はどうか、官吏心得の良し悪しはどうか、伝聞する世論の評価はどうかなどと、うるさく訊ねても面倒を厭うことはなかった。その後、霍州の知州となっても、大同の知府となっても、それは変わらなかった。私は宿直所〔直廬〕に日々待っており、辰の刻（午前 8 時頃、引用者）に入り、酉の刻（午後 6 時頃、引用者）に退出したので、返事を書く暇がないときもあったが、兄の手紙は絶えることがなかった。我ら二人は遠方で互いを思っているので、数行の手紙が届くだけで安心するのだよと書いてあった。兄はかねて私が貧しいことを知っていたので、毎年必ず俸給から、馬を飼い僕を雇う費用にと数十両を送ってくれた。また、私が 3 年間小吏を務めてまだ僧坊に身を寄せており、家を借りることができないのを憐れんで、金を貸して助けてくれた<sup>21</sup>。

このように、二人の交流が絶えることはなかった。地方官になった洪璟が、薄給の中央官であった趙熊詔に金銭的な援助もしていたことがわかる<sup>22</sup>。やがて洪璟は大同で病を得て南に帰った。趙熊詔によると、

兄（洪璟を指す、引用者）の 2 番目の息子である封旅（洪公案を指す、引用者）は我が

婿である。彼も、この前の春に都にきたとき、(父は、引用者) 睡眠や食事はとれていきますと言った。まさか年も越さずに、この病で亡くなってしまうとは思わなかった。兄の病は私の弟のせいでひどくなったと聞く。私の上の弟は太原の知府で、兄とともに仕事をし、交わりが非常に深かった。いま、上官の機嫌を損ねて重罪に陥れられ、冤罪で助けをもとめる先もない。兄は事情をよく知っていたので、憤懣やる方なかったにちがいない。(中略) 私は弟のために悲しむが、兄のために一層悲しまずにいられようか。近年の士大夫は官途について家をおこすものだが、兄の家は官職について廃れた。山西で三つの職をつとめたが、清廉の評判は高く、懐は洗うが如しであった。また、家を傾けて人に代わって穴埋めをした。遺された息子11人の半分以上は嫁取りをしていない。(中略) 我が婿の封旅は努力家であり、将来は自立できるであろう。私は兄に負うところがあるので、できる限り封旅に償って、我が志を全うしたい<sup>23</sup>。

上の文中の「遺された息子11人の半分以上は嫁取りをしていない」という部分に注目したい。やはり、洪公案の入贅の背後には、息子が多いが金銭的な余裕はないという事情があったと考えられる。洪璟が編纂した『交城縣志』(康熙48年刊)を見ると、洪璟自身の書いた「序」の前に、太原府知府・趙鳳詔の書いた「趙序」が置かれている。先述のように、交城県は太原府に属していた。趙鳳詔は趙熊詔の弟であり、康熙3(1664)年に生まれ、康熙27年に数えて25歳の若さで進士となった。趙熊詔が進士になったのは康熙48年であったから、それより20年以上早かったことになる。山西省で知県をつとめたあと、山西省の首府である太原府の知府に抜擢された。後述のように、妾も群をなし、我が世の春を謳歌していたことであろう。だが趙鳳詔は、康熙57年2月に17万4,600両におよぶ収賄の罪で即決斬刑と決まった。「鳳詔は太原知府をしていたが、巡撫(蘇克濟、引用者)の奴である趙七に逆らったため、罪を獲て財産を没収された」<sup>24</sup>とも言われる。

以下は、この事件に関する趙熊詔の上奏文の一部である。

昨年5月、部員・関保らが山西省城(太原府を指す、引用者)に行き、鳳詔の衣服・器・緞子などをすべて投げ売りして換金しましたが、収賄したとされる額[坐贓]の10分の2にも達しませんでした。すでに帳簿にして部に報告されています。さらに、数十人の家人の古い衣服・器皿・書籍などもすべて官に没収されて見積もられました。このほかには本当になにもありません。(中略) 鳳詔が収賄したとされる額のうち13万5000両あまりは、豚・羊・米・小麦粉・器・緞子などを換算して充当することになっています[准折懸坐]。一昨年、山西巡撫・蘇克濟<sup>25</sup>の弾劾によって印を取り上げられたとき、ただちに派遣された道府などの官、巡撫の家僕、兵や役が、太原府の役所に入って探しましたが、見つかったのは銀800両のみでした。そのうち200両は、康熙41年の聖駕西巡のときに鳳詔が恩賞としていただいた銀です。(中略) 部員は、隠匿を

徹底的に調査するという名目で、山西省城の店の商人や寺廟の僧を、しらみつぶしに捜査逮捕して拷問〔夾訊〕し、監禁しています。また、所属の州県を捜査しているので、府全体が驚き恐れています。一人の罪人が無関係の人々を巻き添えにしており、鳳詔は罪の上に罪を加えています。(中略) 鳳詔が収賄したとされる銀は粉骨碎身しても完納するのは難しいことはわかっておりますが、本籍地である江南地方に、鳳詔にはまだ50畝あまりの田〔受分田〕があります。臣にも200畝あります。どうか、江南巡撫に命じてくわしく調べ、合わせて換金して没収してください<sup>26</sup>。

このように、趙鳳詔に対する家産没収は非常に厳しいものであった。洪家もこの事件に連座することになるが、実は洪家はこれ以前にすでに災難にあっていた。

璟は知府をつとめていたときに硬骨をもって上官に逆らい、弾劾を受けて、(郷里の、引用者)家で没した。(中略) 城壁を修繕するにあたって公金100万両を横領したと誣告され、本籍の県〔本県〕に追納命令がきた。公の息子11人はいずれもびっくりして萎縮してしまったが、ひとり公案だけは快く財産を売って賠償したので、家は落ちぶれた<sup>27</sup>。

上のような事件のあと、洪家はさらに趙鳳詔の事件に巻き込まれたのである。趙鳳詔は、

4人の遺児を洪に託した。仇が賄賂を代わりに隠しているのだと役所に訴えたので、洪氏もまた財産没収となった。公案は弁解せず、艱難を経て遺児たちを守ったが、洪家は極貧〔壁立〕になった<sup>28</sup>。

これら二つの事件によって、洪公案はすっからかんになった。朱筠<sup>29</sup>も、この間の事情を記しており、それによると、公金10万両以上を賠償せよということになったとき、洪璟の息子11人のうちで、

公案が1人で責任を負い、自分は父が在職中に傍にいて事情を知っているので、(自分が、引用者)賠償すべきだと言って、私産を悉く売って賠償した。おりしも、熊詔の弟である鳳詔が太原府の知府をしており、罪によって財産没収となった。刑に臨んで息子4人を公案に託した。仇が、それは趙氏の資財を預けたのだと告発したので、役所は洪氏も財産没収とした。公案は意に介せず、孤児を守った。借家住まいとなり、一食も食べない日もあった<sup>30</sup>。

趙鳳詔の長男と次男は夭折していたので、上の引用中の4人の息子とは、健叙(三男)、

偉枚（四男）、倚敬（五男）、儉教（六男）を指す。このうち四男の趙偉枚とその家族については、第二節で述べた。

洪亮吉も、「祖父（洪公案を指す、引用者）は外戚に連座した。また、曾祖（洪璟を指す、引用者）のために、大同城の工事で削減した公金〔核減帑項〕を賠償して、資産は尽き<sup>31</sup>、「父（洪翹を指す、引用者）が亡くなる頃には、ついに住む家もなくなってしまった<sup>32</sup>」という。年譜によると、洪亮吉は乾隆11（1746）年に常州中河橋東南興隆里の借家で生まれた<sup>33</sup>。「祖父（洪公案を指す、引用者）は歙県から陽湖県に遷り、はじめは白雲谿の東に住んだが、のちに県西大宅に移り、それ以前の家は趙氏のものになった。癸巳・甲午（康熙52・53年、引用者）になると、しばしば面倒事に遭い、県西宅も官に没収された。当時、趙廣西先生（廣西は趙侗敦の号、引用者）は浙江の塩運使で、祖母と長兄〔伯兄〕のために十数間の興隆里の家を買ってくれたので、そこに住んだ<sup>34</sup>と洪亮吉は述べている。「年譜」には「借家〔賃家〕」と書かれているが、洪亮吉の生まれた興隆里の家は、殿撰公分世27世・趙侗敦が買ってやったものであるらしい。だが趙侗敦も、乾隆16年にこの世を去った。

乾隆17年には父の洪翹<sup>35</sup>が亡くなり、洪亮吉は母・蔣氏や姉弟とともに、母の実家に身を寄せた。外祖母・龔氏の意向であったが、母の実家も困窮しており、蔣氏は娘たちとともに手仕事をして自給し、洪亮吉の学費を蓄えた。乾隆21年に母は洪亮吉を連れて興隆里の旧宅に戻った<sup>36</sup>が、乾隆28年5月に洪亮吉が流行病にかかり、家族全体に感染した。そして「祖母・趙安人（趙熊詔の娘、引用者）、祖父・封旅府君（洪公案、引用者）はこの月に相次いで亡くなった<sup>37</sup>。「祖母は恭毅公の孫娘であったので、幼いころはよく一緒に屋敷にいった。宜人は甥のように思ってくれ、孤児をいとおしんでくれた<sup>38</sup>と洪亮吉は幼時を懐かしんでいる。「屋敷」とは、「北岸」にあった趙家<sup>39</sup>であろう。「宜人」とは、趙侗敦の息子である趙繩男の妻であり、趙懷玉の母である葉氏を指している。

以上のような、趙家と洪家をみまった苦難も一因となって、以下に述べる第三の入贅婚が出現したと考えられる。表4-12には、殿撰公分世28世・趙觀男が「蘇州府吳县人、康熙乙未科一甲第二名進士、司経局洗馬・繆曰藻」の娘と結婚し、「婿入り〔贅〕によって、蘇州に遷居した」と記されている。康熙56年に免職となった趙熊詔は、康熙57年に甘粛省の肅州に赴いて、オイラート征討軍のために尽力した。父・趙申喬が康熙59（1720）年10月に戸部尚書に在職のまま亡くなると、趙熊詔は急いで都に戻り、父の柩とともに帰郷した。だが、ひと月もたたないうちに病に伏し、康熙60年8月に59歳で亡くなった。妻・陸氏も、舅の看病と葬儀の疲労がたたって病気になる、趙熊詔に先立つこと21日、58歳で帰らぬ人となった。趙侗敦は趙熊詔の長男である。祖父、母、父を相次いで亡くした趙侗敦は、第2節で述べたように、趙鳳詔の4人の遺児（趙侗敦にとっては従弟）に対する「隣愛がとくに篤かった」というから、彼らに対して相当の援助をしたとみることができる。趙家のせいもあって零落した洪家の面倒もみなければならなかった。趙侗敦の台所は決して豊かではなかっただろう。第3節で述べたように、趙侗敦は塩運使という「肥缺」についてから、ます

まず廉潔・慎重になったといわれるが、叔父・趙鳳詔の無惨な最期と、それによって一族と姻戚が蒙った禍も戒めとなったと考えられる。前節では、「觀莊趙氏が、嫁とりもできないほど困窮していたとは考えられない」と述べたが、実際は、趙觀男の再婚が入贅婚という形をとった背景には、このような苦境が存在したのである。

以下では、趙觀男の入贅先である繆氏について、若干の補足をしておきたい。繆氏は東興繆氏に属する。東興繆氏の祖籍は江蘇省常熟である。元末の至正年間、張士誠と朱元璋の戦いを避けるために、繆全一が常熟から江陰県の東興里に遷居した<sup>40</sup>。その後、明清 500 年あまりのあいだに、東興繆氏は江南各地に分散し、鬪莊・呉門・江城・周莊・詹文橋の 5 派が形成された<sup>41</sup>。東興繆氏も歴史上、何度か悲劇を経験している。まず、明末に繆昌期が「東林党」の一員と目されて「閹党」に憎まれ、拷問の末、天啓 6 (1626) 年 4 月に獄死した。繆昌期の手の指はすべて落とされており、明朝 270 年あまりの翰林のなかで最も凄惨な最期であったといわれる<sup>42</sup>。東興繆氏が次に犠牲を出したのは順治の初めで、清軍が江陰を攻めたときに一族 10 人あまりが殉節した。さらに咸豊・同治年間、太平天国の乱における殉難者は 64 人にのぼった<sup>43</sup>。図 5-1 は、東興繆氏の系図のうち、本稿に関わる部分である。

「呉門派」<sup>44</sup>すなわち蘇州の繆氏は明清期に進士 10 人、挙人 2 人を出した<sup>45</sup>が、呉県の西山に移住したのは繆澄である<sup>46</sup>。その孫にあたる繆天秩も「入贅」したので、以下にその事例を紹介しておきたい。

公は諱は天秩、字は原常、別号は文峰である。(中略)曾祖父は杲、杲の子は澄であり、(蘇州、引用者)府に移って、呉県籍となった。澄の子が憲すなわち分拙公であり、徐氏を娶り、息子が 3 人生まれた。次男が公である。(中略)張翁という人があり、愛娘の婿選びに苦慮していた。公に注目し、これこそと思い、両家は襟を切って[割襟]婚約をした。公は不運であった。府の試験では優秀で、学使の試験を待っていたが、母の徐夫人が亡くなったので試験をやめて駆けつけ、ついに失意のうちに(受験を、引用者)やめてしまった。母・徐氏の不幸のあと、家は日に日に零落し、分拙公はもう仕事はしなくなり、兄も家のことを構わなかった。公は母を痛悼しながらも無理に(皆を、引用者)なだめて、力を合わせて切り盛りし、兄を助けて弟を慈しみ、父を大事にしたが、分拙公はひとに陥れられて捕らえられ拘禁された。公は奔走して理を明らかにして侮りをふせいだ。張公は義心が内に表れ、別墅を質にいれたり売ったりして、快く身請け金を出してやった。長いことかかって嫌疑は晴れた。母・徐氏の喪が明けたが、嫁取りの準備はできなかった。張翁の思いは深く、繆は婿として頼むに足るといって、媒酌を送って婿の話をした。だが(公は、引用者)、気ぐらいが高く、秦俗之陋<sup>47</sup>にしたがう(この場合、入贅するという意味であろう、引用者)ことを恥じた。分拙公は張翁を徳として、入贅を促した。公の望むところ[意]ではなかった。婿となってから、ますます親元を捨てがたく、朝は実家、夕は婿入り先で孝養を欠かさず、子供のように親を

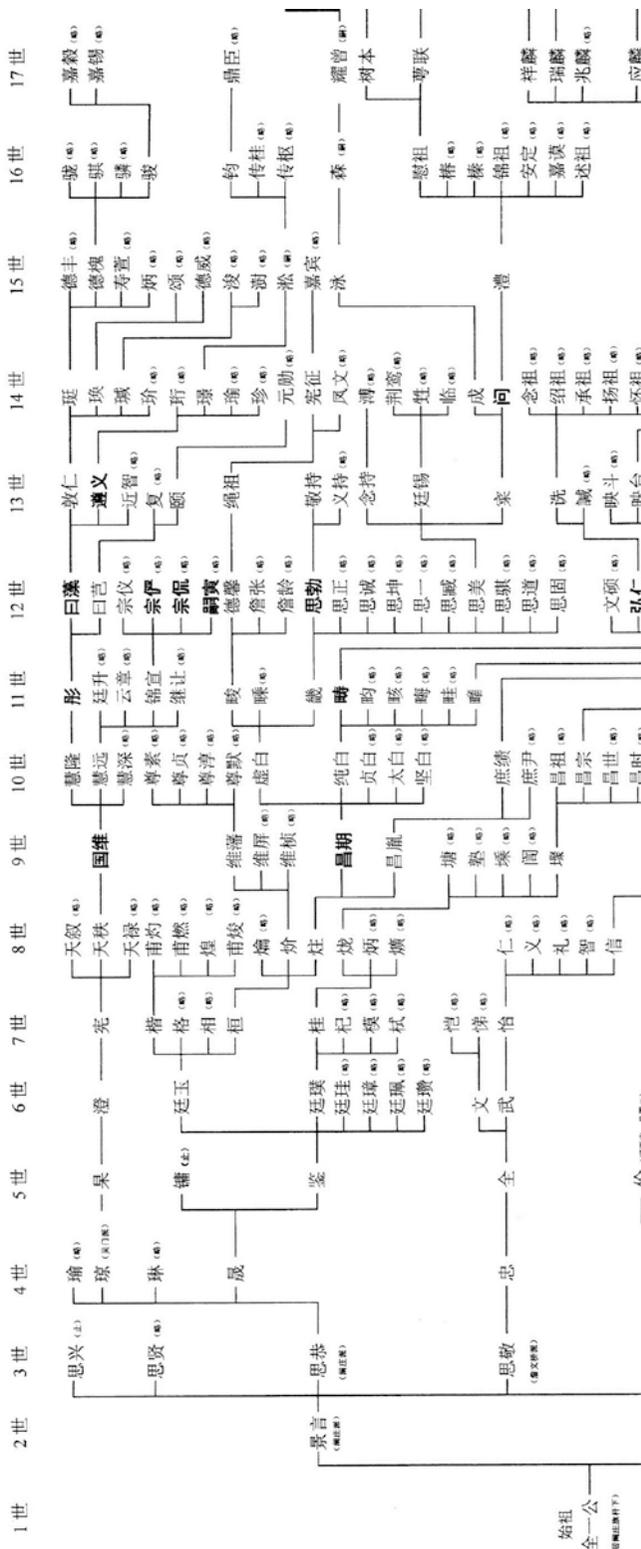


图 5-1 東興繆氏系图 (闕連部分) (「附表・東興繆氏与本書相關裔孫世系图 (一)」繆幸龍主編『江陰東興繆氏家集』上海古籍出版社, 2014 年)

慕った「悲吟孺慕」。太孺人（張翁の娘を指す、引用者）は感涙し、亡き姑に仕えることができず、早くから舅に仕えることができなかつたのを常に遺憾としていた。（天秩は実家の、引用者）父が病気になると（実家に、引用者）帰り、太孺人は公とともに付き添った。（中略）公はひそかに腿肉を切り取って粥をつくって治そうとしたが、（父は、引用者）ついに亡くなった。（中略）腿をえぐった疵は大きかった。（中略）そのころ国維はちょうどおなかにおいて、12月に生まれた。新年になるころ、公は急逝した<sup>48</sup>。

外祖父は外孫が生まれたことを喜んだので、国維は張姓を名乗って母の気持ちを慰めた。万暦29（1601）年に進士となった<sup>49</sup>。合格発表でもなお張国維という名を使っていたが、温州府の知府になる前に、朝廷の許しを得て繆姓にもどった<sup>50</sup>。母が泣いて、「おまえは自分の本姓「本」を忘れてしまったのか」と言ったので上奏して姓を戻したのだったが、なお字を「爾張」として母を忘れなかったという<sup>51</sup>。繆天秩の入贅も、本人の意向ではなく、貧困のために余儀なくされたものであった。

さて、趙観男の例にもどりた。趙観男は繆曰藻の娘と結婚して入贅した。繆曰藻は康熙21（1682）年に生まれた。そのとき父・繆形は56歳であり<sup>52</sup>、母は側室・李氏であった<sup>53</sup>。繆曰藻は正確には繆形の次男であったが、兄が夭折したので長男とされている<sup>54</sup>。繆曰藻が官職についていたのは18年間に満たない。順天郷試を3回主宰し、会試の考官を1度つとめ、国史・実録の纂修に3回加わったが、政績は平凡で称賛すべきところはなく<sup>55</sup>、後世の



図5-2 繆形の肖像（「清授奉政大夫翰林院修撰加二级升侍讲崇祀表行祠绘像名贤祠十一世念斋公像」繆幸龍主編『江陰東興繆氏家集』上海古籍出版社，2014年，368頁）



図 5-3 繆曰藻の肖像（「清授奉政大夫翰林院編修兼修撰日講起居注官司經局洗馬十二世文子公像」繆幸龍主編『江陰東興繆氏家集』上海古籍出版社，2014 年，370 頁）

人間に与える最も深い印象は、収蔵が豊富で、それを研究したことであるという。繆曰藻は状元・繆彤の息子であり、状元・陸肯堂の婿であった<sup>56</sup>。繆曰藻の娘は 4 人で、長女は雍正乙卯科の挙人・張曾滙、次女は雍正乙酉科の挙人、山東洛口塩大使・陸元善、三女は松江府庠生・王祖鑑に嫁いだ。趙覲男に嫁いだのは四女である<sup>57</sup>。乾隆 26 (1761) 年、繆曰藻は家で病気で亡くなった。80 歳であった<sup>58</sup>。趙覲男本人には特記すべき履歴はないが、状元・趙

熊詔の孫であったので、状元・繆彤の孫娘、榜眼・繆曰藻の娘との縁談は、釣り合いの取れたものであったといえよう。

繆国維とその子孫はいずれも孝行で、官界に熱意を抱かず、早々と仕事を辞めて帰郷し、長寿を享受した<sup>59</sup>。繆彤と繆曰藻の父子は崑曲が好きで、邸には一年中崑曲の役者がいて、繆府班と称された<sup>60</sup>。繆彤は状元になったあと、屋敷の傍に「志圃」を構えて親を住まわせた。繆彤の邸宅は蘇州府城の太平橋の南にある養育巷にあったが、これは繆国維の旧宅であった<sup>61</sup>。繆曰藻の邸宅は蘇州府城の顔家巷にあった<sup>62</sup>。道光8(1828)年、江蘇省の巡撫・陶澍と布政使・梁章鉅によって、滄浪亭の西に呉郡名賢総祠が建てられたが、そこに繆国維、繆彤、繆曰藻も祀られた<sup>63</sup>。

乾隆49(1784)年に亡くなった趙覲男の埋葬には趙懷玉も参列しており、乾隆51年頃、

私は伯父〔世父〕(趙覲男を指す、引用者)を呉門に葬り、君(15世・繆徳豊を指す、引用者)と再会した。やつれて、憂いを秘めているようであった。訊ねてみると、妻女の章孺人が亡くなってまもないとのことであった。私もまたそのときふたたび妻を亡くしたところであり(趙懷玉の2番目の妻である張氏は乾隆49年に亡くなっている、引用者)、互いに長いこと慰め合った<sup>64</sup>。

と趙懷玉は書いている。また前節で述べたように、趙覲男の長女は「国学生、繆璟」に嫁いでいるが、繆璟は繆曰藻の孫である。繆璟についても趙懷玉は墓誌銘を書いており、その文中に次のような箇所がある。

鈞揆(繆璟を指す、引用者)は乾隆23年2月3日に生まれ、乾隆49年7月28日に亡くなった。27歳であった。趙氏を娶った。これは翰林院待詔、諱・覲男の娘であり、私の従妹である。淑徳があった。現在は合葬されている。つづいて嚴氏を娶った。翰林院編修・福の娘である。息子は桐輝である。娘2人はまだ婚約していない<sup>65</sup>。

殿撰公分世30世・趙学伊(趙覲男の孫)の妻の父は繆璟であるので、趙学伊の妻はおそらく、上の引用中の娘2人のうちの1人であろう。趙懷玉は上の墓誌銘のなかに、繆璟の父である繆遵義(繆曰藻の息子)に、息子を「深く知っている点で、あなたに勝る者はない。銘文を書いてやってほしい」と頼まれたと記している。こうした記述からは、趙家と繆家のあいだに親しいつきあいがあったことがわかるが、趙覲男の「入贅」を連想させる語は一つもないことに注目したい。そこにはやはり、できれば文字にしたいくないという意識が働いていると考えて良いのではないだろうか。

前節で紹介したように、人類学者のWatson氏は中国の妻方居住婚すなわち入贅婚について、「花婿の目的は、有力で富裕な舅と同盟を結ぶことである。(中略)この形の妻方居住

では、積極的な発動者は花婿であって、舅ではない」のであり、「舅の世帯あるいは地方(中略)に移ることは、地位の高いエリートの間(男性の)社会的流動のありふれた戦略であったことは明らかである」<sup>66</sup>と述べている。大変おもしろい見方であるが、少なくとも本節で検討した例を見る限り、Watson 氏のこのような積極的な戦略という印象はない。入贅婚は「最後の手段」ではないとしても、少なくとも情況に迫られた「窮余の策」であったと考えるほうが妥当ではないだろうか。

#### 〈注〉

- 1 『光緒武進陽湖縣志』卷十九，選挙，举人，27-28 頁。
- 2 『光緒武進陽湖縣志』卷十九，選挙，進士，14 頁。
- 3 朱保炯・謝沛霖『明清進士題名碑録索引』上海古籍出版社，2004 年，2498 頁。
- 4 字は載寧，松江華亭の人，天啓5年進士。張廷玉等撰『明史』卷二百七十六，列伝第一百六十四，中華書局，1997 年，7065-7067 頁に「伝」がある。
- 5 前掲『明史』卷六十九，志第四十五，選挙一，1687-1688 頁参照。
- 6 『小腆紀伝』によると、「泉州(府，引用者)と建寧(府，引用者)のあいだを転々とした〔転徙〕が，土地の盜賊が出たので，病をおして，(建寧府，引用者)崇安県に赴いた。翌年7月，道で清軍に捕えられた」(『小腆紀伝』(清・徐鼎撰，卷第四十九，列伝第四十二，忠義一，17 頁)沈雲龍選輯『明清史料彙編』4 集，第9冊，文海出版社，1167-1168 頁)。
- 7 『光緒武進陽湖縣志』卷二十四，人物，忠節，17 頁。「節愍」は「共通の諡〔通諡〕」である(前掲『小腆紀伝』(卷第四十九，列伝第四十二，忠義一，17 頁)1168 頁)。毛協恭の最期については、「明が滅びると，水に身を投げて死んだ」(『欽定勝朝殉節諸臣録』(清乾隆41年奉勅輯)卷六，23 頁。『江南通志』(黃之雋等撰，清乾隆2年重修本，卷二百五十三，人物志，忠節，29 頁)中国省志彙編之一，華文書局，2585 頁)ともいわれるが、『小腆紀伝』によれば、「水に飛び込んだが，助けられて死ななかった」(前掲『小腆紀伝』(卷第四十九，列伝第四十二，忠義一，17 頁)1168 頁)。
- 8 『南明野史』(清・南沙三餘氏撰，卷中，紹宗皇帝紀，40 頁)沈雲龍選輯『明清史料彙編』5 集，第2冊，文海出版社，185 頁。『痛史・思文大紀』広文書局，中華民國57年，卷四，9 頁にも同様の記述がある。
- 9 黄百家「趙止安先生伝」『常州觀莊趙氏支譜』卷十二，世編第二，13-14 頁。
- 10 「甲申，乙酉(それぞれ崇禎17年，順治2年，引用者)はいずれも喪中であった。すでに髪を剃って，門を閉ざしていた。北選第一県令・張国枢は継鼎の同門であり，情好は厚かった。国枢はあれこれとその貧乏を助けてやった。(中略)継鼎は国枢に庇護を求めた」(陸度「皇明広記」『常州觀莊趙氏支譜』卷十二，世編第二，2-3 頁)。
- 11 「窗稿自序」趙倬敷編『趙恭毅公(申喬)贖稿』(卷第四，序，1 頁)沈雲龍主編，近代中国史料叢刊統編第二十輯，文海出版社，281 頁。
- 12 前掲『小腆紀伝』(卷第四十九，列伝第四十二，忠義一，17 頁)1167-1168 頁。
- 13 拙稿「康熙帝と清官——趙申喬を中心に——(中)」『共立 国際文化』第23号，2006年，79 頁。
- 14 『大同府志』(乾隆47年据41年刊本重修刊)卷之十八，宦蹟，31 頁。
- 15 「祭大同守洪崑霞年兄文」趙倬敷編『趙婁蓇公(熊詔)贖稿』(卷第二，祭文，22 頁)沈雲龍主編，近代中国史料叢刊統編第二十輯，文海出版社，95-96 頁。
- 16 交城県に赴任する洪璟を送る詩のなかで，9 年前に京師に入ったと書かれている(「丙戌夏日送洪崑霞年兄之任交城(崑霞一字秋山)」前掲『趙婁蓇公(熊詔)贖稿』(卷第三，辛酉至戊子詩二百十三首，25 頁)161 頁)。

- 17 光緒年間の『交城縣志』の巻首には、「交城志は、かつて久しく資料がなかった。明・万暦年間の県令・張公文壁、ついで国朝の康熙のときの洪君璟によって編纂された。その後178年間、編纂するものがなかった」（『交城縣志』（清夏肇庸纂修，清光緒8年刊本，巻首，8-9頁）中国方志叢書，華北地方，第398号，成文出版社，16-17頁）と書かれている。
- 18 前掲『交城縣志』（光緒8年）（巻四，官政，8-9頁）202-203頁。
- 19 趙吉士は、「浙江錢塘籍，江南休寧の人。挙人。興さぬ利はなく，除かぬ害はなかった。（中略）名宦に祀られ，專祠がある（前掲『交城縣志』（巻四，官政，8頁）201頁）。
- 20 『大同府志』（乾隆47年据41年刊本重修刊）巻之十八，宦蹟，31頁。
- 21 前掲「祭大同守洪崑霞年兄文」（23頁）97頁。
- 22 「これに対して熊詔は中央において璟を支持し，璟の昇進に側面から貢献した」（片岡一忠『洪亮吉 清朝知識人の生き方』研文出版，2013年，41頁）という。
- 23 前掲「祭大同守洪崑霞年兄文」（23-24頁）98-99頁。
- 24 「国子監生洪君伝」蔣士銓著，邵海清校，李夢生箋『忠雅堂集校箋』上海古籍出版社，2012年，2109頁。蔣士銓は袁枚，趙翼とともに「乾隆三大大家」と称される。洪亮吉は乾隆39（1774）年に揚州安定書院に入って学問をし，蔣士銓の教えを受けている（同書，前言1頁，2111頁）。
- 25 満洲正黄旗，廕生，内閣侍読学士から，康熙45（1706）年に陝西布政使，康熙48年から康熙60年まで山西巡撫をつとめた（錢実甫編『清代職官年表』中華書局，1997年，1801，1567-1576，3283頁）。趙爾巽等撰『清史稿』中華書局，2003年，巻二百六十三，列伝五十，趙申喬，9915頁に登場する。
- 26 「直陳迫切下情仰祈 聖明鑑察摺」前掲『趙裘芎公（熊詔）贖稿』（巻第一，奏摺，1-2頁）6-7頁。
- 27 前掲「国子監生洪君伝」2109頁。
- 28 前掲「国子監生洪君伝」2109頁。
- 29 1729-1781年，順天大興人，乾隆19年の進士（喬曉軍編『清代翰林伝略』陝西旅游出版社，2002年，155頁）。洪亮吉は朱筠の幕下にいたことがある。
- 30 朱筠「国子監生洪君権厝碣銘」（『笥河文集』巻十四）王雲五主編『叢書集成初編』商務印書館，中華民国25年，263-264頁。
- 31 「傷知己賦 併序」（『卷施閣文乙集』巻二）洪亮吉撰，劉徳権点校『洪亮吉集』中華書局，2011年，288頁。
- 32 「南樓憶旧詩四十首 併序」（『卷施閣詩』巻第十，祕閣研經集（辛亥））前掲『洪亮吉集』662頁。
- 33 附録・門人旌徳呂培等同編次「洪北江先生年譜」前掲『洪亮吉集』2323頁。
- 34 前掲「傷知己賦 併序」（『卷施閣文乙集』巻二）289頁。洪亮吉に兄はいないので，「長兄」が誰を指すのか，不明である。
- 35 洪翹は「父に似て男だてであり，通敏介潔，人は困ったことがあると，翹に頼った。文をよくし国子監生となった。しばしば省試を受けたが合格せず，私塾を転々として妻子を養ったが，父の代理で借金回収に行き，相手が証文を破ってしまうと笑って立ち去り，父にその他の証文を燃やしてしまってくれと頼んで父子意気投合したり，南京で人助けをしてすっからかんになって帰郷したりと「痛快」な逸話が多い（前掲「国子監生洪君伝」2110-2111頁）。
- 36 前掲「洪北江先生年譜」2324-2325頁。
- 37 前掲「洪北江先生年譜」2327頁。
- 38 「刑部福建司郎中趙宜人葉氏神誥」（『卷施閣文乙集』巻五）前掲『洪亮吉集』330頁。
- 39 包立本，陸志剛主編『常州名人故居』方志出版社，2006年，24-25頁。
- 40 繆幸龍主編『江陰東興繆氏家集』上海古籍出版社，2014年，前言1頁。
- 41 南昌大学・呉根洲「十榜伝家」前掲『江陰東興繆氏家集』2001頁。
- 42 前掲『江陰東興繆氏家集』序4頁，前言7頁。

- 43 前掲『江陰東興繆氏家集』序4頁。
- 44 人々には繆曰藻を「呉門繆氏」、繆遵義を「呉中繆氏」と呼ぶ習慣があったという（前掲『江陰東興繆氏家集』前言32頁）。
- 45 前掲『江陰東興繆氏家集』序5頁。
- 46 賜進士出身・嘉議大夫・南京礼部右侍郎・門生・李孫宸（伯襄）「呉門派九世繆国維（族称西垣公）墓誌銘」前掲『江陰東興繆氏家集』91頁。「四世從祖・瑞芝公（璩）が蘇州呉県に転居し、呉門支となった」（前掲『江陰東興繆氏家集』1849頁）という記述もある。
- 47 邵寶撰『学史』（卷九，戌，4頁）『文淵閣四庫全書』第688冊，史部十五，史評類，台湾商務印書館，406頁に「日格子曰先是数年秦以君甥妻河蓋秦俗之陋甚矣」という表現がある。
- 48 南京通政使・同郡・徐申「呉門派八世繆天秩（族称文峰公）暨元配張氏墓誌銘」前掲『江陰東興繆氏家集』86-87頁。（しるしとするために）「襟を切る」というのはふつう出生前の婚約について使われる言葉である。
- 49 門下士・呉門・陳元素（古白・孝平・金剛）「呉門派九世繆国維（族称西垣公）暨元配蘇恭人継配徐恭人行狀」前掲『江陰東興繆氏家集』89頁。
- 50 前掲『江陰東興繆氏家集』前言30頁。繆幸龍氏も指摘するように、『明清進士題名碑録』にも張国維と記されており，前節注70では誤りではないかと書いたが，訂正したい。
- 51 「呉門派八世繆天秩（族称文峰公）元配張氏伝」前掲『江陰東興繆氏家集』301頁。趙観男の次男である趙韋玉も，「爾張」を字としている。
- 52 前掲『江陰東興繆氏家集』前言31頁。
- 53 前掲『江陰東興繆氏家集』1961-1962頁。
- 54 前掲『江陰東興繆氏家集』157頁，注①。
- 55 李嘉球「繆曰藻」前掲『江陰東興繆氏家集』2007頁。
- 56 前掲『江陰東興繆氏家集』前言31頁。陸肯堂（1650-1696）は蘇州府長洲县人，康熙24年の状元（前掲『清代翰林伝略』49頁）。
- 57 前掲『江陰東興繆氏家集』1962頁。
- 58 前掲「繆曰藻」2008頁。
- 59 前掲「十榜伝家」2002頁。
- 60 前掲『江陰東興繆氏家集』1945頁。
- 61 前掲『江陰東興繆氏家集』1850頁。本稿第4節の図4-7「蘇州府城」中の「蘇州府」のすぐ西にある。
- 62 前掲「繆曰藻」2008頁。顔家巷は，現在蘇州一の繁華街である観前街のすぐそばにある。顔家巷には今日，繆家の形跡はないが，「趙家」と称する建物の一部が保存されている。あるいは趙観男やその子孫に関係する家だったかもしれない。
- 63 前掲『江陰東興繆氏家集』1932頁。現在，滄浪亭の園内に「五百名賢祠」があり，かれらの肖像画も壁に飾られている。
- 64 内閣中書・山東青州府海防同知・兗州知府・趙懷玉（億孫）「呉門派十五世繆德豊（族称楽亭公）元配章孺人墳志」前掲『江陰東興繆氏家集』315頁。
- 65 内閣中書・山東青州府海防同知・兗州知府・武進・趙懷玉（億孫）「呉門派十四世繆璵（族称鈞揆公）墓誌銘」前掲『江陰東興繆氏家集』175頁。
- 66 James L. Watson, "Anthropological Overview: The Development of Chinese Descent Groups," in Patricia Buckley Ebrey and James L. Watson eds., *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, University of California Press, 1986, p. 285.

## The History of the Zhao Family of Guanzhuang Village in Changzhou Prefecture ( 5 )

Kaori Asanuma

### 5. Three cases of uxori-local marriage

In this essay, three cases of uxori-local marriage in the Zhao family will be analyzed. What reasons lay behind these marriages?

The first case is the marriage of the daughter of Zhao Ji-ding and the son of Mao Xie-gong. The marriage was converted from a viri-local marriage to an uxori-local one as a result of the violent death of Mao Xie-gong at the time of a change of dynasty.

The second case is the marriage of the daughter of Zhao Xiong-zhao and the son of Hong Jing, which occurred because Hong Jing had too many (eleven) sons. The financial situations of Hong Jing and of his son, Hong Gong-cai, were very bad as a result of two scandals. One resulted from the alleged embezzlement of public funds by Hong Jing, which resulted in enforced compensation. The other was the prosecution of Zhao Feng-zhao, a younger brother of Zhao Xiong-zhao, for taking bribes.

The third case is a marriage arranged between the Zhao family and the Miao family. Zhao Jin-nan was adopted into the Miao family as a result of the marriage. It was a remarriage for Zhao Jin-nan, and was entered into as a result of the bad economic situation of the Zhao family, caused by the above-mentioned Zhao Feng-zhao scandal.

These three cases show that uxori-local marriages were rather desperate measures, which were typically entered into as a result of economic plight rather than “a common strategy of (male) social mobility among the higher elites,” as James L. Watson claims.